

公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び
研究費の不正使用防止等に関する規程

制 定 平成 27 年 7 月 15 日 規程第 213 号
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 規程第 28 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)に基づき、公立大学法人横浜市立大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為又は研究費の不正使用(以下「不正行為等」という。)の防止及び不正行為が生じた場合における厳正かつ適正な対応について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等

本学で研究活動を行う全ての研究者及び研究費の運営・管理に関わる全ての研究者並びに研究費の運営・管理に関わる全ての職員等をいう。

(2) 学生

本学に在籍する学生及び大学院生をいう。

(3) 研究活動の不正行為

研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告を含む。)の各過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により、正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動の不正行為にはあたらないものとする。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ その他研究活動における不正行為に準ずる著しく悪質な行為 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の行為をすること。

(4) 研究費の不正使用

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、その他本学の研究費に関する規程等の関係法令等に違反した使用をいう。

(5) 研究倫理教育

研究活動の不正行為を防止するために本学が研究者に対し、研究活動に関して守るべきルール等や、それに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるのかなどを理解・修得させるために実施する教育をいう。

(6) 研究コンプライアンス教育

研究費の不正使用を防止するために本学が職員等に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールや、それに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるのかなどを理解・修得させるために実施する教育をいう。

(7) 部局等

別表1に定めるものをいう。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、自らが不正行為等を行わないため、又はそれに加担しないために、それぞれの立場に応じて研究コンプライアンス・研究倫理の維持・向上に努め、適正かつ公正な研究活動、研究費の運営・管理を行わなければならない。

2 職員等は、本学が実施する研究コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。

3 職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、研究費伝票その他関係する資料等を、別表2に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、配分機関、関係省庁等、データ等の取扱いに特段の規程がある場合には、それに従うものとする。

第2章 研究費の運営・管理及び不正行為等防止の責任体制

(責任体系の明確化)

第4条 本学は、研究費の運営・管理及び不正行為等防止を組織として取り組むため、次の各号のとおり責任者を配置し、その責任と権限を定め、職名を公開する。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) 研究コンプライアンス推進責任者

(4) 研究コンプライアンス推進副責任者

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は理事長とし、本学全体を統括し、研究費の運営・管理及び不正行為等の防止について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の実行方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者等が責任を持って研究費の運営・管理及び不正行為等の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正行為等を未然に防ぐため、不正を発生させる要因を把握し、その対応のための不正防止計画を策定・周知するとともに、進捗管理に努めるものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は学長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び不正行為等の防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、実行方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告するものとする。

(研究コンプライアンス推進責任者)

第7条 研究コンプライアンス推進責任者は、別表1に定める者とし、各部局等における研究費の運営・管理及び不正行為等の防止について、実質的な責任と権限を有するものとする。

2 研究コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 統括管理責任者の指示のもと、自己の管理監督又は指導する部局等における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) 不正行為等の防止を図るため、部局等内の職員等に対し、それぞれの立場に応じた研究コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 部局等内の職員等が適切に研究費の執行・管理を行っているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究コンプライアンス推進副責任者)

第8条 研究コンプライアンス推進副責任者は、別表1に定める者とし、研究コンプライアンス推進責任者の役割を補佐するものとする。

(防止計画部署の設置)

第9条 全学的な観点から不正防止計画を推進するための部署として、本学内に不正防止計画推進部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置くものとする。

2 防止計画推進部署は、研究推進部研究基盤課とする。

3 防止計画推進部署は、不正防止計画を策定し、その実施状況を確認するものとする。

4 防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見を求めるものとする。

(不正防止計画推進委員会の設置)

第10条 本学における不正行為等の防止対策を推進する不正防止計画推進委員会の設置については、公立大学法人横浜市立大学研究不正防止計画推進委員会規程に定めるところによるものとする。

第3章 通報の受付

(通報の受付窓口)

第11条 不正行為等に関する通報を本学内外から受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を、研究推進部研究基盤課に置くほか、客観性、透明性及び通報者の保護の観点から、外部機関に置くものとする。

2 外部機関に設置する通報窓口は、法人の内部通報窓口に置く。

(通報の受付体制)

第12条 職員等における不正行為等の疑いがあると思料する者は、本学内外を問わず、書面、FAX、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報は、原則として顕名により行い、不正行為等を行ったとする職員等又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為等の態様等その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されていないなければならない。

3 通報窓口は、通報を受け付けたときには、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、報告を受けたときには、直ちに当該通報の受理及び当該通報された事案に係る予備調査の実施の要否を統括管理責任者、当該部署等の研究コンプライアンス推進責任者、研究不正コンプライアンス推進副責任者、その他最高管理責任者が指名した者と協議の上、決定するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の協議の結果、当該通報の受理・不受理について、通報者に通知するものとする。この場合において、不受理のときは、その理由を付して通知するものとする。ただし、電話又は面談により通報を受け付けた場合は、受け付けた旨を口頭で当該通報者に連絡することにより、通知を省略することができる。

6 新聞等の報道機関、会計検査院等の外部機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、不正行為等の疑いが指摘された場合（不正行為等を行ったとする職員等又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為等の態様等その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第13条 不正行為等の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談することができる。

2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときには、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められている等であるときは通報窓口は、最高管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口職員の義務)

第14条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるのに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、FAX、電子メール、電話等による場合は、その内容を他の者が同時及び事後に見

聞きできないよう、措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第15条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密を保持されるようにしなければならない。

3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中か否かを問わず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により、漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第16条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則、公立大学法人横浜市立大学職員懲戒規程その他関係諸規程（以下「職員就業規則等」という。）に従って、その者に対して処分を課することができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第17条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、職員就業規則等に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がされたことのみをもって、当該通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第18条 本学内外を問わず、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するためな

ど、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置内容等を通知するものとする。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第19条 第12条に基づく通報があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により、予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。この場合において、予備調査委員会は、最高管理責任者が指名する者を委員として組織する。

- 2 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 3 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第20条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第21条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、統括管理責任者、当該部署等の研究コンプライアンス推進責任者、研究コンプライアンス推進副責任者、その他最高管理責任者が指名した者と協議の上、直ちに本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合において、当該資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、当該資金配分機関及び関係省庁に、本調査実施の要否について報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第22条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、同時に調査委

員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、本学、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、原則として次の各号に掲げる者とし、委員の過半数は、公正かつ透明性の確保の観点から本学に属さない外部有識者でなければならない。

(1) 本学の研究コンプライアンス推進責任者等 2名

(2) 最高管理責任者が指名した外部有識者 2名

(3) 法律の知識を有する外部有識者 1名

(本調査の通知)

第 23 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときには、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第 24 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針を定めるとともに、次の各号に掲げる方法により、本調査を行うものとする。ただし、事前に当該資金配分機関及び関係省庁に報告、協議しなければならない。

(1) 研究活動の不正行為に係る事案 通報された当該研究に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング、再実験の要請等

(2) 研究費の不正使用に係る事案 通報された当該研究費に関する各種伝票、証拠書類、申請書等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング等

4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。

6 調査委員会は、被通報者から再実験の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

7 通報者、被通報者及びその他当該通報者に係る事実に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 25 条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動又は研究費（以下「研究活動等」という。）の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研

究活動等を含めることができる。ただし、事前に当該資金配分機関及び関係省庁に報告、協議しなければならない。

(証拠の保全)

第 26 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動等に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動等が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動等に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前項の措置に必要な場合及び支出停止等の必要な措置を講じられた当該研究費の使用を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 27 条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動等の予算の配分又は措置した配分機関等の求めに応じて、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

2 前項のほか、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、通報された事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 28 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為等の疑惑への説明責任)

第 29 条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に従い行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 24 条第 6 項に定める保障を与えなければならない。

3 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究費に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法及び手続に従い行われたこと、並びに証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 30 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為等が行われたか否かの認定を行う。研究活動の不正行為と認定された場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を定める。研究費の不正使用と認定したときには、その内容及び悪質性、不正使用に関与した者及びその関与の度合い、不正使用した研究費の額、

その他必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項に掲げる期間中であっても、不正行為等の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 第1項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して、最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 調査委員会は、不正行為等が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、本条第1項及び第4項に定める認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第31条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為等を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為等と認定することができる。この場合において、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、証拠書類及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為等であるとの疑いを覆すに足りる証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第32条 最高管理責任者は、速やかに調査結果(認定を含む。)を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第33条 不正行為等が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審議は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要す

る判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第 22 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 34 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足りるものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50 日以内に調査結果を覆すか否か決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4 最高管理責任者は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 35 条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為等に関与した者の氏名・所属、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を

含むものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為等があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為等に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為等が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為等がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中の一時的措置)

第36条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、当該資金配分機関から被通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第37条 最高管理責任者は、不正行為等に関与したと認定された者、不正行為等が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文の取下げ等の勧告)

第38条 最高管理責任者は、被認定者に対して不正行為等と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項に定める勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第39条 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立て

の審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為等を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 40 条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為等が行われたものと認定された場合は、当該不正行為等に関与した者に対して、法令、職員就業規則等に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 41 条 調査委員会は、本調査の結果、不正行為等が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、統括管理責任者及び当該部局等の研究コンプライアンス推進責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、全学的な是正措置等をとるものとする。

- 3 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を当該資金配分機関及び文部科学省並びにその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第 8 章 内部監査の実施

(内部監査の実施)

第 42 条 研究費の不正使用を防止する取組の一環として、本学における内部監査を実施するものとする。

- 2 前項の内部監査については、次の各号に掲げる事項を留意して行うものとする。

- (1) 経理関係書類及び証拠書類に対して実施するほか、全学的な視点から研究費の不正使用防止に対する体制整備等の検証を重視して行うこと。
- (2) 防止計画推進部署等と連携して不正発生要因を把握し、その発生要因に対する効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
- (3) 監事及び会計監査法人との連携を強化し、実施すること。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 51 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年規程第 46 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 5 年規程第 28 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

別表 1（第 2 条第 1 項第 7 号、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項）

部局等名	研究コンプライアンス 推進責任者	研究コンプライアンス 推進副責任者	対象者
	副学長	学部長又は研究科長	学生
国際総合科学群	国際総合科学群長	副国際総合科学群長	職員等
医学群	医学群長	教室主任教授又は診療科部長	
附属病院	附属病院長	教室主任教授又は診療科部長	
市民総合医療センター	市民総合医療センター 病院長	教室主任教授又は診療科部長	
事務局	事務局長	副局長（総務部長） 学務・教務部長 研究推進部長 医学・病院統括部長 市民総合医療センター管理部長	

別表 2（第 3 条第 3 項）

項目	保存期間
実験・観察記録ノート、実験データ等	原則、当該論文等の発表後 10 年間保存
試料、標本等の有体物	原則、当該論文等の発表後 5 年間保存
研究費伝票等	原則、当該研究期間終了後又は契約期間 終了後 8 年間保存